| 新 | 旧 | 備考 |
| --- | --- | --- |
| 中小企業輸出代金保険運用規程平成１７年４月１日　05-制度-00031沿革　平成17年９月16日　一部改正平成18年３月20日　一部改正平成19年５月10日　一部改正平成19年６月21日　一部改正平成20年３月21日　一部改正（定義）第１条　本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和２５年法律第６７号）及び中小企業輸出代金保険約款（以下「約款」という。）によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号とする。一～十一　（略）十二　（略）第２条～第８条　（略）（個別保証枠の申請等）第９条　輸出契約における代金の支払人が、名簿においてＥＥ格、ＥＡ格、ＥＭ格又はＥＦ格に格付けされた者（以下「Ｅ格バイヤー」という。）の場合で、約款第２条のてん補危険に係る輸出契約について中小企業輸出代金保険の申込みをしようとする者であって、個別保証枠の確認の申請を希望する者は、輸出契約の金額について、別紙様式第１「個別保証枠確認申請書」及び輸出契約の契約書（輸出契約の成立以前にあっては注文書又はこれらに準ずる書類）の写しを日本貿易保険に直接又はファクシミリにより提出するものとする。２　前項の規定は、中小企業輸出代金保険の保険契約が締結されている輸出契約の支払人を、Ｅ格バイヤーに変更する場合に準用する。（個別保証枠の確認等）第１０条　日本貿易保険は、前条又は次条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る金額が、保証枠残高の範囲内である場合は確認する旨を、又は保証枠残高を越える場合は、確認できない旨を別紙様式第２「個別保証枠確認証」（以下「確認証」という。）により申請者に回答するものとする。２　前項の確認の有効期間は、当該確認をした日から３月とする。ただし、当該確認に係る支払人が名簿においてＥＥ格、ＥＡ格、ＥＭ格又はＥＦ格以外に格付されたとき又は名簿から削除されたときは、その日以降当該確認は無効とする。なお、有効期間の延長は行わないものとする。（確認金額の許容範囲）第１１条　輸出契約の金額が前条第１項の確認証を取得した後、当該確認証に係る輸出契約の額（以下「確認金額」という。）を超えた場合は、次の各号により確認証を取得しなければならない。ただし、当該増加金額が確認金額の100分の５未満の場合は、この限りではない。なお、確認申請手続については、第９条第１項の規定を準用するものとする。一　保険契約の申込の前に、輸出契約の金額が増加した場合は、改めて当該増加金額を含めた額の確認証を取得するものとする。二　保険契約の申込の後に、輸出契約の金額が増加した場合は、当該増加金額について確認証を取得するものとする。（確認証の訂正等）第１２条　第１０条第１項の規定により申請者に通知した確認証の誤記等による記載内容の訂正又は変更の取扱いについては、次の各号とする。一　確認証の記載内容のうち「支払人」の社名若しくは名称又は住所に訂正又は変更があったときは、当該保険契約の申込日までに、確認証の原本及びその事実を証明する書類並びに別紙様式第３「個別保証枠確認証の内容訂正変更通知書」（以下「内容訂正変更通知書」という。）を日本貿易保険に提出するものとする。二　確認証の支払人を変更したときは、当該確認証は無効とする。この場合にあっては、速やかに別紙様式第４「中小企業輸出代金保険(決済／枠戻)通知書」（以下「決済等通知書」という。）を日本貿易保険に提出するものとする。三　確認証の記載内容のうち「船積(予定)日」の変更又は確認証の契約金額の表示通貨の変更（確認金額の範囲内の変更に限る。）については、内容訂正変更通知書の提出は要しないものとする。（決済等通知書の提出等）第１３条　第１０条第１項の規定による確認証を取得して保険契約を締結した者又は保険契約の申込時に保証枠残高の範囲内である旨日本貿易保険による確認を受けて保険契約を締結した者は、当該輸出契約の金額の全部若しくは一部が決済されたとき又は当該輸出契約の支払人に変更があったときは、決済等通知書を日本貿易保険に提出することができる。ただし、当該輸出契約等の相手方が名簿においてＥＥ格、ＥＡ格、ＥＭ格又はＥＦ格以外に格付された場合は、この限りでない。（確認証の返却）第１４条　第１０条第１項の規定により確認を受けた者は、確認金額について保険契約を締結しなかったときは、有効期限前にあっては速やかに、有効期間終了後にあってはその有効期間が終了した日から、５営業日以内に、決済等通知書に当該理由を記載した書面及び交付された確認証（第１１条第１号に規定する確認証を取得できなかった場合における増加する前の輸出契約の金額について取得した確認証を含む。）を添付し、日本貿易保険に提出しなければならない。ただし、確認金額の100分の５未満の額について保険契約を締結しなかった場合又は確認に係る支払人が名簿においてＥＥ格、ＥＡ格、ＥＭ格及びＥＦ格以外に格付された場合は、当該通知書の提出は要しないものとする。第１５条 　（略）（対象輸出契約）第１６条　約款の引受対象となる輸出契約は、次の各号を全て満たすものとする。一　日本貿易保険が国又は地域ごとに定める引受基準を満たす輸出契約二　第２条第１号に掲げる適格被保険者を輸出者とする輸出契約三　輸出契約の相手方（輸出契約の締結の相手方と当該輸出契約に係る代金の支払人が異なる場合は、当該相手方及び当該支払人。以下第６号において同じ。）が名簿の与信管理区分又は事故管理区分Ｒに登録されているもの四　船積時又はこれに準じる時を起算点としてユーザンスが定められた輸出契約であって、ユーザンスが１８０日以下のもの五　輸出貨物の代金の額が１０００万円以下のもの（ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りではない。）六　輸出契約の相手方が約款第５条第６号に掲げる海外商社に該当しないもの七　次のいずれかに該当する輸出契約イ　保険契約の申込み時において、輸出契約の相手方（輸出契約の締結の相手方と当該輸出契約に係る代金の支払人が異なる場合は、当該支払人。以下この号において同じ。）が名簿上ＧＳ格、ＧＡ格又はＧＥ格に格付けされているものロ　保険契約の申込み時において、輸出契約の相手方が名簿上ＧＳ格、ＧＡ格若しくはＧＥ格以外（事故管理区分Ｂのものを除く。）に格付けされているものであって、名簿上ＧＳ格、ＧＡ格、ＧＥ格又はＳＡ格に格付けされている銀行が発行又は確認するＩＬＣにより代金が決済されるものハ　保険契約の申込み時において、輸出契約の相手方が名簿上ＥＥ格、ＥＡ格、ＥＭ格又はＥＦ格に格付けされているもの（ＩＬＣ以外の決済方法で代金の決済を行うものに限る。）であって、確認証により代金の全額が確認されたもの２　前項第１号に規定する引受基準において輸出貨物の代金をＩＬＣにより決済することを条件とする国又は地域を保証国とする輸出契約について保険契約を締結する場合には、次の特約を付す。「独立行政法人日本貿易保険は、保険契約の申込み時において、海外商社名簿について（平成１３年４月１日　０１－制度－０００６３）第１条に基づき作成された海外商社名簿上ＧＳ格、ＧＡ格、ＧＥ格又はＳＡ格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISIONS, ICC PUBLICATION No.600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。）取得前の損失については、てん補する責めに任じない。」３　第１項第７号ロに該当する輸出契約（前項に規定する輸出契約を除く。）について保険契約を締結する場合には、次の特約を付す。「独立行政法人日本貿易保険は、保険契約の申込み時において、海外商社名簿について（平成１３年４月１日　０１－制度－０００６３）第１条に基づき作成された海外商社名簿上ＧＳ格、ＧＡ格、ＧＥ格又はＳＡ格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISIONS, ICC PUBLICATION No.600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。）取得前の約款第２条第１０号又は第１１号に掲げる事由による損失については、てん補する責めに任じない。」４　日本貿易保険は、輸出契約が第１項各号のすべてを満たす場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約の締結を制限することができる。一　次のイからハに掲げる金額の合計額が３０００万円を超えているときイ　当該輸出契約に係る輸出者を被保険者として日本貿易保険が締結済の約款に基づく保険契約（以下「対象保険契約」という。）のうち、保険期間が終了していない保険金額（下記ロ及びハに掲げるものを除く。）の合計額ロ　対象保険契約のうち、約款第１２条の規定に基づき損害等の発生を通知した代金の額（次のハに掲げるもの及び約款第１４条に規定する入金のあった金額を除く。）の合計額ハ　対象保険契約に基づき支払った保険金の合計額（約款第２７条第２項又は第２８条第５項から第７項までの規定により回収のあった金額のうち、日本貿易保険が取得する部分を除く。）二　当該輸出契約の取引上の危険が大であると認められるとき三　前各号に掲げるときのほか、当該輸出契約に係る保険契約の締結が中小企業輸出代金保険に係る事業運営の安定性及び保険契約者の公平性を損なうおそれがあると認められるとき５　保険契約は、一の輸出契約につき一の保険契約の締結（１Contract＝１Policy）を原則とするが、二以上の船積期限及び各船積期限ごとの船積金額が定められている輸出契約であって、当該船積期限別に分割して保険契約を申し込む場合は、一の輸出契約を分割して保険契約の申込みを例外として認めることとする。ただし、分割した保険契約の申込みは、同時に行う場合に限る。第１７条～第２１条 　（略）附　則 この改正は、平成20年４月１日から実施する。ただし、第９条第１項、第１０条第１項、第１２条第１号及び第２号、第１３条並びに第１４条の規定は、平成20年３月31日から実施する。別紙様式第１ 独立行政法人日本貿易保険　御中中小企業輸出代金保険バイヤー個別保証枠確認申請書（略）別紙様式第２　（略）別紙様式第３年　　月　　日 独立行政法人日本貿易保険　御中 申請者 代表者氏名 　印個別保証枠確認証の内容訂正変更通知書（略）別紙様式第４ 独立行政法人日本貿易保険　御中中小企業輸出代金保険（決済／枠戻）通知書（略） | 中小企業輸出代金保険運用規程平成１７年４月１日　05-制度-00031沿革　平成17年９月16日　一部改正平成18年３月20日　一部改正平成19年５月10日　一部改正平成19年６月21日　一部改正（定義）第１条　本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和２５年法律第６７号）及び中小企業輸出代金保険約款（以下「約款」という。）によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号とする。一～十一　（略）十二　「機構」とは、財団法人貿易保険機構をいう。十三　「大阪支店」とは、日本貿易保険の大阪支店をいう。十四　（略）第２条～第８条　（略）（個別保証枠の申請等）第９条　輸出契約における代金の支払人が、名簿においてＥＥ格、ＥＡ格、ＥＭ格又はＥＦ格に格付けされた者（以下「Ｅ格バイヤー」という。）の場合で、約款第２条のてん補危険に係る輸出契約について中小企業輸出代金保険の申込みをしようとする者であって、個別保証枠の確認の申請を希望する者は、輸出契約の金額について、別紙様式第１「個別保証枠確認申請書」及び輸出契約の契約書（輸出契約の成立以前にあっては注文書又はこれらに準ずる書類）の写しを機構に直接又はファクシミリにより提出するものとする。２　前項の規定は、中小企業輸出代金保険の保険契約が締結されている輸出契約の支払人を、Ｅ格バイヤーに変更する場合に準用する。（個別保証枠の確認等）第１０条　機構は、前条又は次条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る金額が、保証枠残高の範囲内である場合は確認する旨を、又は保証枠残高を越える場合は、確認できない旨を別紙様式第２「個別保証枠確認証」（以下「確認証」という。）により申請者に回答するものとする。２　前項の確認の有効期間は、当該確認をした日から３月とする。ただし、当該確認に係る支払人が名簿においてＥＥ格、ＥＡ格、ＥＭ格又はＥＦ格以外に格付されたとき又は名簿から削除されたときは、その日以降当該確認は無効とする。なお、有効期間の延長は行わないものとする。（確認金額の許容範囲）第１１条　輸出契約の金額が前条第１項の確認証を取得した後、当該確認証に係る輸出契約の額（以下「確認金額」という。）を超えた場合は、次の各号により確認証を取得しなければならない。ただし、当該増加金額が確認金額の100分の５未満の場合は、この限りではない。なお、確認申請手続については、第９条第１項の規定を準用するものとする。一　保険契約の申込の前に、輸出契約の金額が増加した場合は、改めて当該増加金額を含めた額の確認証を取得するものとする。二　保険契約の申込の後に、輸出契約の金額が増加した場合は、当該増加金額について確認証を取得するものとする。（確認証の訂正等）第１２条　第１０条第１項の規定により申請者に通知した確認証の誤記等による記載内容の訂正又は変更の取扱いについては、次の各号とする。一　確認証の記載内容のうち「支払人」の社名若しくは名称又は住所に訂正又は変更があったときは、当該保険契約の申込日までに、確認証の原本及びその事実を証明する書類並びに別紙様式第３「個別保証枠確認証の内容訂正変更通知書」（以下「内容訂正変更通知書」という。）を機構に提出するものとする。二　確認証の支払人を変更したときは、当該確認証は無効とする。この場合にあっては、速やかに別紙様式第４「中小企業輸出代金保険(決済／枠戻)通知書」（以下「決済等通知書」という。）を大阪支店又は機構（本部又は名古屋支部に限る。以下この章において同じ。)に提出するものとする。三　確認証の記載内容のうち「船積(予定)日」の変更又は確認証の契約金額の表示通貨の変更（確認金額の範囲内の変更に限る。）については、内容訂正変更通知書の提出は要しないものとする。（決済等通知書の提出等）第１３条　第１０条第１項の規定による確認証を取得して保険契約を締結した者又は保険契約の申込時に保証枠残高の範囲内である旨日本貿易保険による確認を受けて保険契約を締結した者は、当該輸出契約の金額の全部若しくは一部が決済されたとき又は当該輸出契約の支払人に変更があったときは、決済等通知書を大阪支店又は機構に提出することができる。ただし、当該輸出契約等の相手方が名簿においてＥＥ格、ＥＡ格、ＥＭ格又はＥＦ格以外に格付された場合は、この限りでない。（確認証の返却）第１４条　第１０条第１項の規定により確認を受けた者は、確認金額について保険契約を締結しなかったときは、有効期限前にあっては速やかに、有効期間終了後にあってはその有効期間が終了した日から、５営業日以内に、決済等通知書に当該理由を記載した書面及び交付された確認証（第１１条第１号に規定する確認証を取得できなかった場合における増加する前の輸出契約の金額について取得した確認証を含む。）を添付し、大阪支店又は機構に提出しなければならない。ただし、確認金額の100分の５未満の額について保険契約を締結しなかった場合又は確認に係る支払人が名簿においてＥＥ格、ＥＡ格、ＥＭ格及びＥＦ格以外に格付された場合は、当該通知書の提出は要しないものとする。第１５条 　（略）（対象輸出契約）第１６条　約款の引受対象となる輸出契約は、次の各号を全て満たすものとする。一　日本貿易保険が国又は地域ごとに定める引受基準を満たす輸出契約二　第２条第１号に掲げる適格被保険者を輸出者とする輸出契約三　輸出契約の相手方（輸出契約の締結の相手方と当該輸出契約に係る代金の支払人が異なる場合は、当該相手方及び当該支払人。以下第６号において同じ。）が名簿の与信管理区分又は事故管理区分Ｒに登録されているもの四　船積時又はこれに準じる時を起算点としてユーザンスが定められた輸出契約であって、ユーザンスが１８０日以下のもの五　輸出貨物の代金の額が１０００万円以下のもの（ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りではない。）六　輸出契約の相手方が約款第５条第６号に掲げる海外商社に該当しないもの七　次のいずれかに該当する輸出契約イ　保険契約の申込み時において、輸出契約の相手方（輸出契約の締結の相手方と当該輸出契約に係る代金の支払人が異なる場合は、当該支払人。以下この号において同じ。）が名簿上ＧＳ格、ＧＡ格又はＧＥ格に格付けされているものロ　保険契約の申込み時において、輸出契約の相手方が名簿上ＧＳ格、ＧＡ格若しくはＧＥ格以外（事故管理区分Ｂのものを除く。）に格付けされているものであって、名簿上ＧＳ格、ＧＡ格、ＧＥ格又はＳＡ格に格付けされている銀行が発行又は確認するＩＬＣにより代金が決済されるものハ　保険契約の申込み時において、輸出契約の相手方が名簿上ＥＥ格、ＥＡ格、ＥＭ格又はＥＦ格に格付けされているもの（ＩＬＣ以外の決済方法で代金の決済を行うものに限る。）であって、確認証により代金の全額が確認されたもの２　前項第１号に規定する引受基準において輸出貨物の代金をＩＬＣにより決済することを条件とする国又は地域を保証国とする輸出契約について保険契約を締結する場合には、次の特約を付す。「独立行政法人日本貿易保険は、保険契約の申込み時において、海外商社名簿について（平成１３年４月１日　０１－制度－０００６３）第１条に基づき作成された海外商社名簿上ＧＳ格、ＧＡ格、ＧＥ格又はＳＡ格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISIONS, ICC PUBLICATION No.600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。）取得前の損失については、てん補する責めに任じない。」３　第１項第７号ロに該当する輸出契約（前項に規定する輸出契約を除く。）について保険契約を締結する場合には、次の特約を付す。「独立行政法人日本貿易保険は、保険契約の申込み時において、海外商社名簿について（平成１３年４月１日　０１－制度－０００６３）第１条に基づき作成された海外商社名簿上ＧＳ格、ＧＡ格、ＧＥ格又はＳＡ格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISIONS, ICC PUBLICATION No.600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。）取得前の約款第２条第１０号又は第１１号に掲げる事由による損失については、てん補する責めに任じない。」４　日本貿易保険は、第１項各号の全てを満たす輸出契約であっても、次の各号に掲げる金額の合計額が３０００万円を超えているときは、約款の引受対象としないことができる。一　当該輸出契約に係る輸出者を被保険者として日本貿易保険が締結済の約款に基づく保険契約（以下「対象保険契約」という。）のうち、保険期間が終了していない保険金額（次号及び第３号に掲げるものを除く。）の合計額二　対象保険契約のうち、約款第１２条の規定に基づき損害等の発生を通知した代金の額（次号に掲げるもの及び約款第１４条に規定する入金のあった金額を除く。）の合計額三　対象保険契約に基づき支払った保険金の合計額（約款第２７条第２項又は第２８条第５項から第７項までの規定により回収のあった金額のうち、日本貿易保険が取得する部分を除く。）５　保険契約は、一の輸出契約につき一の保険契約の締結（１Contract＝１Policy）を原則とするが、二以上の船積期限及び各船積期限ごとの船積金額が定められている輸出契約であって、当該船積期限別に分割して保険契約を申し込む場合は、一の輸出契約を分割して保険契約の申込みを例外として認めることとする。ただし、分割した保険契約の申込みは、同時に行う場合に限る。第１７条～第２１条 　（略）別紙様式第１ 　　　　　　御中中小企業輸出代金保険バイヤー個別保証枠確認申請書（略）別紙様式第２　（略）別紙様式第３年　　月　　日 　　　　　　御中 申請者 代表者氏名 　印個別保証枠確認証の内容訂正変更通知書（略）別紙様式第４ 　　　　　　御中中小企業輸出代金保険（決済／枠戻）通知書（略） |  |